

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	日本とインドネシアの社会における女性の立場と役割の比較
Author(s)	エリ プラメスティニンティアス,
Citation	日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集, 29期 : 174 - 189
Issue Date	2014-10-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00038698
Right	
Relation	



日本とインドネシアの社会における女性の立場と役割の比較

エリ・プラメスティニンティアス

1. はじめに

日本文学の桐野夏生著「OUT」という作品を読んだ。物語の中で主人公は長年、正社員として信用組合で向上心をもって働いていたが、女性であることが理由でその努力は正当に評価されず、職場を辞めさせられることとなる。私は、この小説から、日本の実社会（じっしゃかい）において女性が同様の問題に直面しているか否かについて疑問をおぼえ、日本社会で労働する女性の現状を学びたいと思いこのテーマを選んだ。

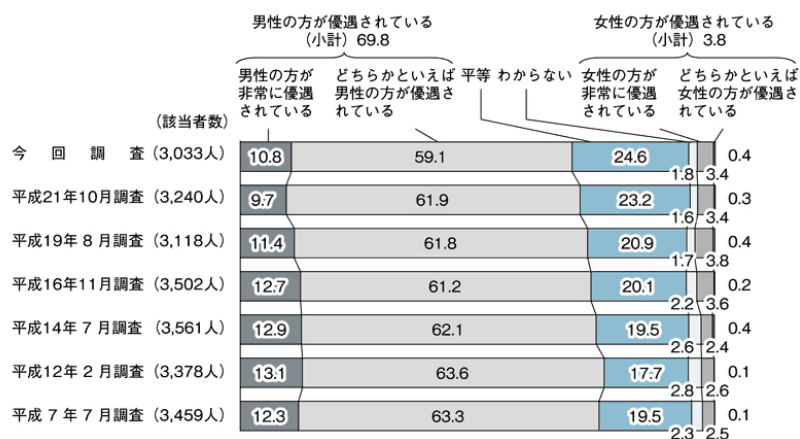
女性が労働する際、その立場と役割は、その国の文化や歴史を背景に異なると思われるが、社会において男性の労働条件とどのように異なるのか、その状況を明らかにし、次に女性であるがゆえに仕事にどのような影響があるのかという点を考え、また家庭における女性の立ち場を含めて考察していきたい。方法としては、日本語文献とインドネシア文献により現状を正確に把握し、考察を行い、最終的に、日本とインドネシアの社会における立場と役割について、それぞれの違いを明らかにし、またその違いの理由を掘り下げることがを試みたい。

2. 社会における女性の立場

2. 1. 日本

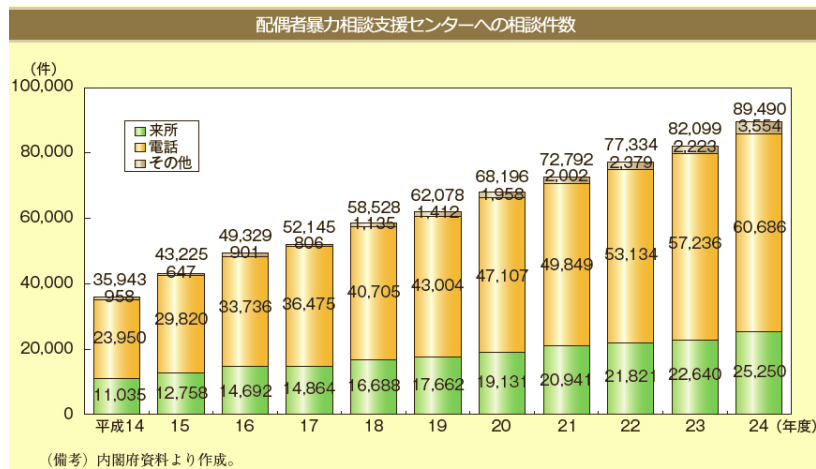
戦後、日本の女性の立場が進歩しはじめた。女性の立場に対して「日本国憲法」14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない」と、男性と女性は平等であることを定めた。

図1 社会全体における男女の地位の平等感

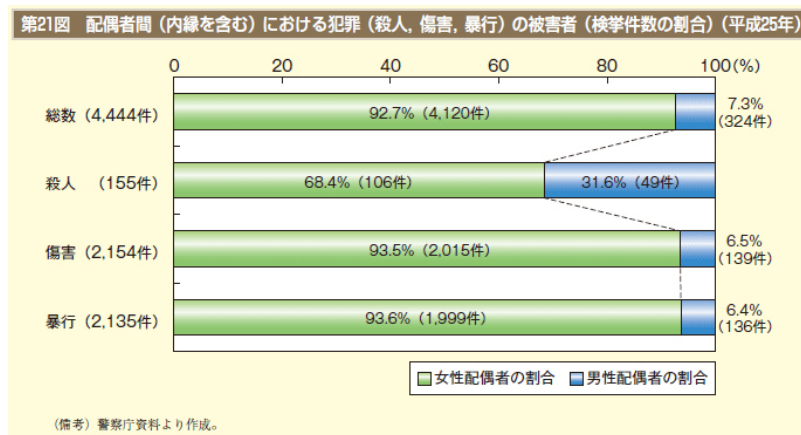


しかし、内閣府「社会全体における男女の地位の平等感」（2012年）の調査によると、「男性の方が優遇されている」と回答した割合が69.8%で最も多くなっている。調査結果から日本の社会では女性の立場が男性より低いものと意識している数が高いということが分かった。

さて、次に、配偶者による女性に対する暴力について述べてみたい。配偶者暴力相談支援センターの調査によれば、女性がしばしば暴力行為特に配偶者暴力の被害者になっていることがわかる。女性に対する暴力が多くの国に重大な問題となって、日本も例外ではない。



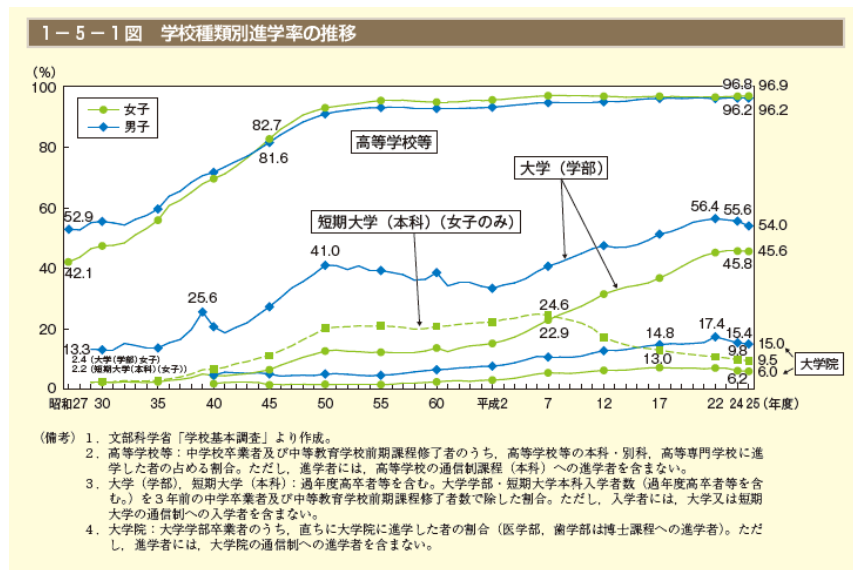
当センターへの相談件数によると、2002年から相談件数が徐々に毎年度増加している。最終年度の2012年全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数89,490件で、10年間のうち最も高くなっており、今後も増加する傾向にあることを予測させる。



また、2013年中に検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行は4,444件、そのうち92.7%（4,120件）は女性が被害者となっている。女性配偶者の場合で最も多い割合は傷

害 93.5% (2,015 件)、暴行 93.6% (1,999 件)、次に殺人事件が 68.4% (106 件) となっている。

配偶者暴力以外でも女性は暴力行為の被害者になっている。2013 年都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は 9,230 件で、61.8% (5,700 件) は女性労働者からの相談件数があがっている。また、2013 年中のストーカ一事件の認知件数は 21,089 件で、被害者となった女性の割合が 90.3%にものぼる。



男女共同参画は教育分野から評価することができる。2013 年進学率の調査によると女性の高等学校へ進学率は 96.9% で、男性の進学率に比べて若干高くなっている。また、大学へ進学している女性は 45.6% と男性より低いが、徐々にあがり、1990 年では 3 倍に増えた。現在、日本の女性は差別されずに教育権を与えるようになっている。

2. 2. インドネシア

インドネシアでは、女性の立場を改善するための運動がオランダ植民地時代から始まった。その結果、1904 年に初めて女性の為の学校が創立され、教育を受けることができるようになった。また、1928 年に行われた第一回のインドネシア女性会議では結婚に関する法律が制定された。このようにインドネシアの独立後、女性の立場は徐々に向上していった。現在、女性の立場が男性と平等であることが法律でも定められている。

しかし、家父長制の影響をうけたインドネシアの伝統的な価値観と宗教教義の解釈によって、家庭では夫が優遇されているのが現状である。女性は夫の命令に従い、威厳を保ち、忠実に仕えるべきであることが要求される場合が多い。インドネシアの社会では現在でもなお、女性は弱い立場にあり、男性に依存する存在であると位置づけられる傾向にある。

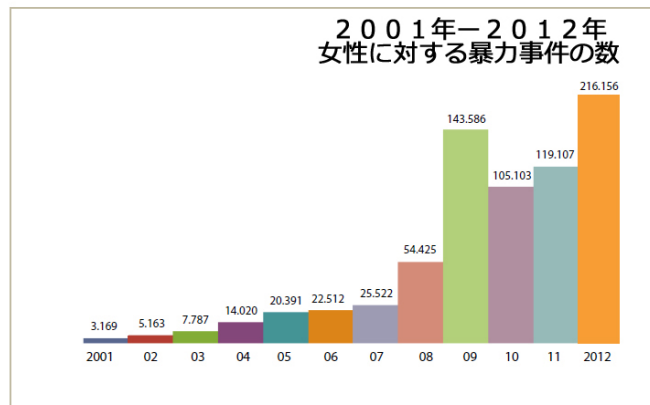
図2 World Values Surveyの男女共同参画に平等感

	女性より男性の方が労働権を持っている	女性より男性の方が高い重役になれる	女性より男性の方が良い政治家になれる	大学への進学は女性より男性のほうが重要である
	%賛成	%賛成	%賛成	%賛成
インドネシア	55,40%	42,1%	60,9%	19,8%
マレーシア	49,00%	54,5%	68,3%	59%
トルコ	83,1%	53,9%	61,4%	19,8%

参考：World Values Survey (ワールドバリューサーベイ) 2006年

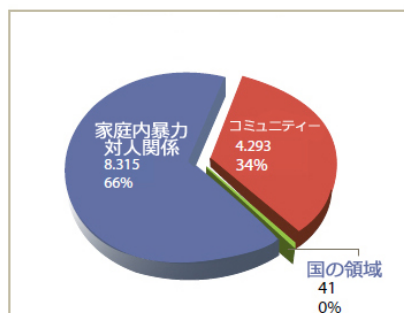
そして、図2はインドネシア、マレーシアとトルコで行われた World Values Survey (ワールドバリューサーベイ) の「男女共同参画に平等感」についての調査である。調査の結果によると、女性より男性が労働権を持つ、女性より男性が重役になれる、女性より男性が有能な政治家になれるという質問に対して賛成と答えた人の割合が高いである。この結果からも社会ではインドネシアの女性の立場が弱いものと導き出されるものと考えられる。

2012年女性に対する暴力率



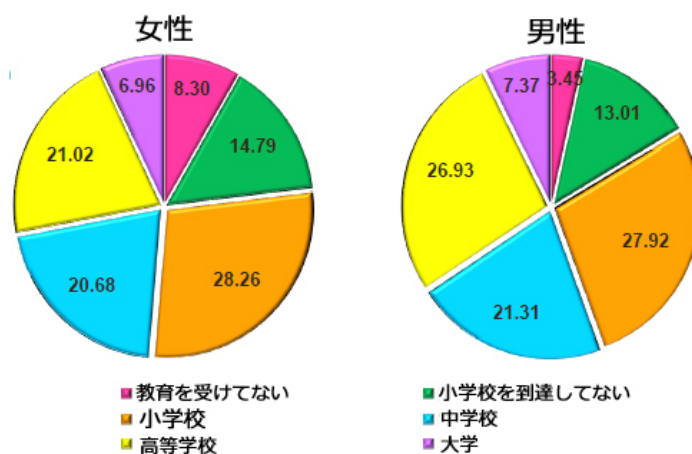
暴力率の調査が示しているように、インドネシアの女性に対する暴力の数が 2001 年頃から 11 年の間、増加傾向にある。2012 年度女性に対する暴力の国家委員会の年報によると 2012 年に相談件数は 216,156 件で、2011 年から (119,107 件) 暴力の相談件数が 2 倍増えた。

2012年女性に対する暴力のパターン



暴力事件が起こる場合、その関係性は、66%（8,315 件）で最も多かったのが家庭内・対人関係における暴力で、加害者が被害者と親しい関係にある。次にコミュニティにおける暴力が 34%（4,293 件）で、国の領域における暴力が 1%（41 件）で最低となっている。

年度女性に対する暴力の国家委員会によれば、実際に報告されていない女性に対する暴力の数は国家委員会の年報に報告がされている数を大きく超えているものと考えられる。なぜ報告がされないかという、その原因はインドネシアの社会に「自身の事業自得で、女性に問題がある」と考えている人が多いからである。また、被害者となっている女性が、周りの人から責任は自分にあると思われることに恐れ、報告をしないているものと思われる。これらにより家庭内と社会では女性の立場が弱いということが分かる。



Sumber : BPS RI - Susenas, 2012

最高の到達した教育段階の割合（2012年）

さらに、法律ではすべての国民は性別により差別されずに教育権を持ち、9年間の義務教育（小学校・中学校）を受けなければならないと定められているが、実際には義務教育を終える国民、特に女性の数が少ない。2012年最高の到達した教育の程度の表をみると、無教育の女性の割合が 8.30%で、男性の割合（3.45%）より高い。そして男性は「小学校卒業」27.92%で最も多く、「中学校卒業」（21.31%）、「高等学校卒業」26.93%、「大

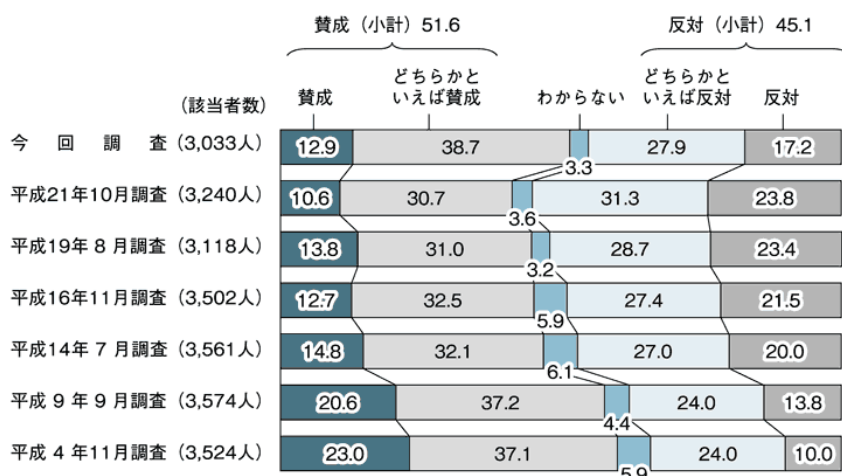
学卒業」(7.37%)となっている。女性では「小学校卒業」も最も多くなっており(28.26%)、「高等学校卒業」(21.02%)、「中学校卒業」(20.68%)、「大学卒業」6.96%で全体的に男性の割合より低い。

インドネシアの社会で「女性は学校へ行っても、結婚したら家の中にいて専業主婦になるから高等教育は必要ない」という考え方が多いため、女性より男性への教育を優先させ、教育権における男女のギャップは未だ存在し続けている。

3. 社会における女性の役割

3. 1. 日本

固定的役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



日本の女性社会では、働く女性として新しい役割を果たすべきだが、妻・母としての役割意識はまだ根強い。2012 年内閣府男女共同参画局に行われた「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見に賛成だと答えた男女の割合は50%以上で最も多い。

日本は欧米並みに高度に工業化の進んだ国であるが、ほかの先進国とくらべ、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と性別役割分業観に関する意識はまだ強いといわれている。青木やよい氏によると、日本の社会で性別役割分業観の支持率がまだ高い理由は3点あるとする。

まず、日本は近代化にもかかわらず、大家族を維持していた社会であって、家族形態には女性の家族サービスが必要とされるような非近代的要素を残してきた。これにより「男は仕事、女は家庭」という家族規範の温床となった。

つぎに、「男らしさ・女らしさ」の考えがあるため、日本人にとっては一種の美意識として定着していた面がある。例えば「女が髪を振り乱して働く」という表現があるが、女性が外で、身なりもかまわず働いている姿は美的に見苦しいとされた。その一方妻に生活費を依存していると見られる男性は男らしくないと思われて軽蔑されてきた。

そして最後に、日本の企業は労働者本人の能力だけでなく、妻が家庭生活を支え、夫のすべてを企業に投入できるか否か評価内容に加えてきたということで、「性別役割分業観」を労働管理に巧みに取り込んだことである。これが日本型経営と呼ばれるものの1つである。

3. 2. インドネシア

インドネシアは多様な国で、各地によって異なる文化や慣習を持っている。それぞれの民族でジェンダーに関する考え方も異なる。例えば西スマトラの **Minangkabau** (ミナンカバウ) 民族は母系社会であるが、これは母系の遺産を継ぐことが限定されており、男性が力を持ち、社会を支配する。一方北スマトラの **Batak** (バタック) 民族では家父長制の影響が強いため、女性が遺産を相続できずに男性に経済的に依存し、方針決定の立場からも除外されている。そしてインドネシアの中心となる **Jawa** (ジャワ) 民族は双務的な社会で、男女共同参画に関する意識が他の民族より強いといわれている。

しかし、オランダの植民地に伝わった **Familialism** (ファミリアリズム) 主義とイスラム教がインドネシアに入って大多数になってから、インドネシアの全体的に影響を与えるようになった。イスラム教義における男女関係について「女性の立場は男性の下にあって、男性が女性を支配する権利を持っている」や「男性が稼ぎ手になる責任をもって、妻は外で働く必要がない」と解釈されているという影響を受け、民族の伝統的なジェンダー観は変わった。女性の役割は「家庭内で家事・育児」に限られていた。

インドネシアが独立してから、農耕社会から工業中心の社会へと移り変わって、高度に工業の国を目指し、政治や社会制度など様々な分野で変化が起こった。その一つは国を発展させるため、女性も含め、国民の協力が必要となった。1978年インドネシアの国策法では国の発展における女性の役割について以下のように定められた

- a. 女性は国民また国を発展させる人的資源として様々な分野の発展では男性と同じ権利、義務の機会を持っている。
- b. 国民を育成するために育児と家族福祉を支える役割を減らずに国の発展へ参加すること。

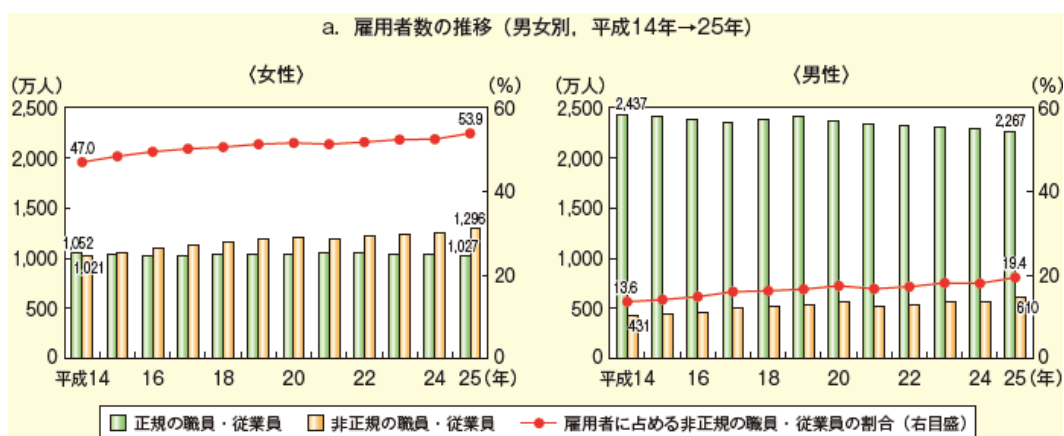
また、インドネシア女性のアイデンティティーについて1983年の国策法によると **Panca Dharma Wanita** (パンチャダルマワニタ) という五つの役割、「夫を支える妻」「家計を管理すること」「子供を育成すること」「追加稼ぎ手」と「社会の一員であること」があげられた。これにより、インドネシアの女性は妻・母親と国を発展させる労働力として2つの役割を負担するようになった。

4. 日本とインドネシアの働く女性

4. 1. 日本

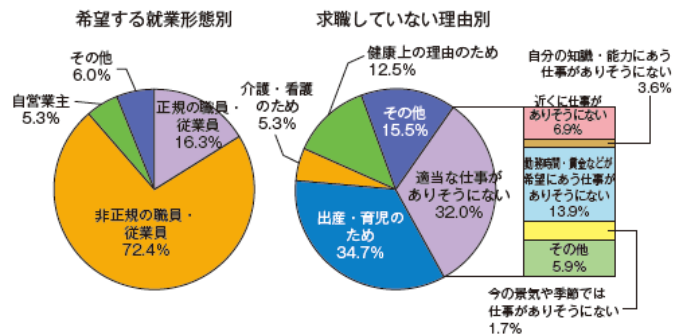
日本では女性の進学率が上昇しており、結婚や育児に対する価値観の変化とともに、女性のライフスタイルと働き方に影響を与えた。例えば大学への進学する女性の数が上昇しているため、社会参加意欲が高くなり、仕事を優先する女性が増え、未婚化や晩婚の傾向がある。現在、女性は労働市場へ進出するようになったが、その一方日本の働く女性が様々な問題に直面している。

まず、かわしまよこ氏によると、日本の社風には女性が自身欠如・キャリアを熱望しない・依存性・無責任などというステレオタイプが根強いいため、これが女性を雇用するデメリットになるといわれる。日本の職場では雇用者が長労働時間に働くことを期待しているが、女性が一人で家事・育児を負担するため、男性と同じテンポで働くのは無理があると思われる。



次に、多くの女性が非正規の職員・従業員として働いている。2002年 - 2013年にかけての雇用者数の推移を雇用形態別によると、男女の割合では「正規の職員・従業員」が減少し「非正規の職員・従業員」が増加している傾向にある。しかし、2013年「男女正規の職員・従業員の割合」を比べると、男性の数が2,267万人で、女性が1,027万人に対して男性の割合が女性より2倍高い。一方「男女非正規の職員・従業員割合」では女性非正規の職員・従業員の数（1,296万人）が男性（610万人）より多くなっている。これにより、日本の女性雇用状況は「非正規の職員・従業員」として働く女性の数が年々上昇しており、最も多くなっていることがわかる。女性が非正規の職員・従業員やパートタイマーとして働いているので、賃金も男性より低いのが現状である。

就業希望者（315万人）の内訳

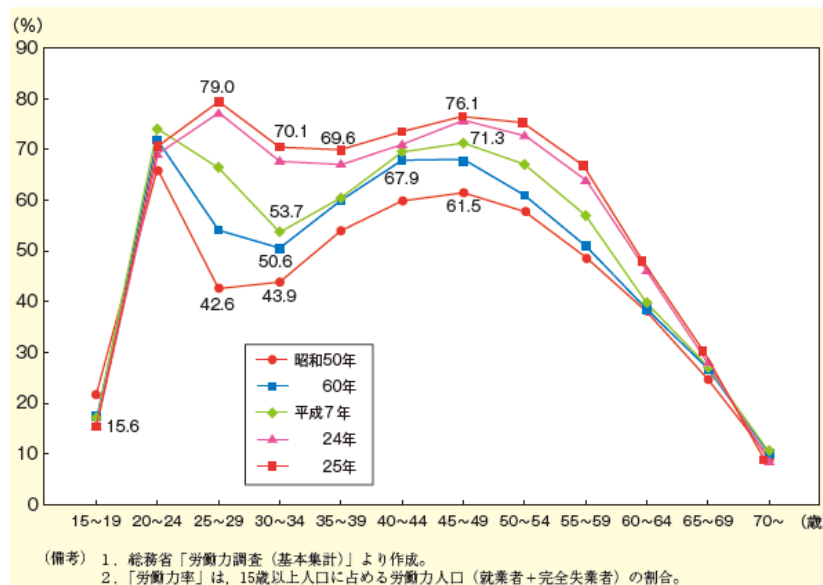


総務省「労働力調査（詳細集計）」（2013年）の調査によると、女性の非労働力人口2,931万人のうち、職業を希望している女性の数が315万人だと示している。就業形態として、72.4%の女性が非正規の職員・従業員を希望し、次に16.3%が正規の職員・従業員を希望している。そして、調査の結果によって要職していない理由が5つみられた。最も多い理由は「出産・育児のため」の割合が34.7%で、32.9%「適当な仕事がない」、15.5%「そのほか」、12.5%「健康上の理由のため」、5.3%「介護・看護のため」とある。

そして、日本の女性にとって妨げとなっている問題は仕事と子育てを両立することが難しいというものである。既婚の働く女性は結婚後、出産・育児のために仕事を辞め、またパートタイマーとして働く場合が多い。要因は、もし長い休暇を取得したら、同じ仕事を継続すること、また、新しい仕事に正規の職員・従業員として雇用される可能性が少ないことによる。これにより、働く女性は「結婚・出産することを延期する」か、それとも「結婚して仕事辞め、パートタイマーになる」という二つの選択肢に挟まれている。

ながせのぶこ氏によると、仕事と育児の両立ができない理由は4つあるとする。

1. 雇用者の子育てに対する理解と協力が足りない
2. 夫が家事・育児を手伝わない
3. 3歳未満児向けの保育サービスが少なく、育児休暇を簡単に取れない
4. 子育てを手伝う祖父母がいない



女性の年齢階級別労働力率(2013年)をみると、日本の女性は15~19歳に働き始め、25~29歳に最も高くなっており、35~39歳まで労働率が下がり、40~44歳のとき次第に上昇し、「M字型カーブ」をつくっている。内閣府男女共同参画局によると「M字カーブ」というのは結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することである。これが日本女性雇用状況の特徴といわれる。2013年の労働力率が1975年(昭和50年)に比べると25~39歳の働く女性の数が上昇し、カーブが徐々に浅くなってきた。内閣府男女共同参画局によると、M字カーブが浅くなっている傾向に向かっている要因はもともと労働力率が高い無配偶の割合が上昇していることに加えて、配偶者の有無を問わず、若い世代ほど全般に労働力率が上昇していることが考えられる。

現在、政府は内閣府男女共同参画局を通じて職業における女性の活躍の成長戦略として様々な政策をたてている。その一つは2007年にワーク・ライフ・バランスというプログラム策定で、仕事と生活の調和が実現した社会を目指している。

内閣府男女共同参画局による仕事と生活の調和推進室のサイトによると、仕事と生活の調和について、次のように述べている。

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には(1)就労による経済的自立が可能な社会 経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。(2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。(3)多様な働き方・生き方が選択できる社会 性や年齢などにかかわらず、誰

もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

2013年の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポートによれば、順調に改善さしつつある点は以下の3つである。

1. 60～64歳の就業率が52.6%（2006年）から57.7%（2012年）に上昇してきた。
2. 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合が40.5%（2010年）から59.7%（2012年）となっており、2020年に全ての企業で実施を目指している。
3. 在宅型テレワーカーの数が330万人（2008年）から930万人（2012年）に上がってきた。

この結果をみると、ワーク・ライフ・バランスの政策を通じて日本人の仕事と生活の間のバランスを徐々に改良しつつあると思われる。

4. 2. インドネシア

2009年－2012年 15歳以上女性人口内訳の推移（割合）

労働力人口	一週間後の活動 Kegiatan Seminggu yang Lalu	15歳以上女性人口内訳の推移							
		女性				男性			
		2009	2010	2011	2012	2009	2010	2011	2012
労働力人口	雇用労働者	46.68	47.24	48.44	47.91	77.37	78.61	79.32	79.57
	非就業者	4.32	4.52	3.99	3.48	6.28	5.15	4.97	4.86
非労働力人口	通学	7.94	8.02	7.54	7.94	8.37	8.26	7.72	8.26
	家事	37.35	36.43	36.32	36.97	1.83	1.81	1.91	1.63
	他	3.71	3.78	3.71	3.70	6.15	6.17	6.07	5.69

Sumber: BPS-RI, Sakemas Agustus 2009, Sakemas Agustus 2010, Sakemas Agustus 2011, dan Sakemas Agustus 2012

インドネシア統計より15歳以上のインドネシア国民の一週間後の活動種類の割合（2009年－2012年）をみると、2012年の調査の結果は女性「働く」47.91%が最も多く、次に「家事をする」36.97%である。女性の雇用率の割合は男性に比べ最高が48.44%（2011年）50%に過ぎないということで、2012年に0.53%減ったが、年々雇用率が次第に増加傾向にある。図に示されているように女性雇用者の数が年々増加しているが、現在インドネシアの働く女性は未だ様々な問題を直面している。

「女性のジャーナル・キャリアと家庭」第18巻第76号（2013年3月）では、インドネシアの女性が直面している問題を2つあげた。

ひとつは仕事において性別によるステレオタイプがあること。例えば企業では秘書や従業員などのような雑務の仕事を女性に任せており、その一方、男性は指導者としての能力があると考えられているため課長や社長として働くことができる。

次に、社会では「女性が家庭生活に全責任を持ち」という考え方が根強い、インドネシアの女性が外で働くのを選び、家事・育児より仕事を優先すれば、周りの人から悪い妻と

母親だと思われる恐れがある。家父長制の影響で女性は家において、一人で家事・育児負担を負うようになった。

男女別平均賃金 (2012年)

学歴	性別		比率
	女性	男性	
(1)	(2)	(3)	(4)
教育いけてない	547 634	962 737	56.88
小学校を到達してない	621 639	999 746	62.18
小学校	683 204	1 072 273	63.72
中学校	859 505	1 185 850	72.48
高等学校	1 198 453	1 737 907	68.96
専門学校	1 273 023	1 665 206	76.45
短大	2 030 139	2 541 036	79.89
大学	2 574 337	3 592 315	71.66
Total	1 368 546	1 724 478	79.36

Sumber : BPS RI - Sakernas, Agustus 2012

平均賃金にも女性が差別されている。2012年男女一般労働者の給与水準の割合をみると、同じ学歴でも男女間賃金の格差はかなり大きいと思われる。例えば大学卒業者の最低賃金は女性 Rp 2,574,546 (25,745 円) で、男性が Rp 3,592,315 (35,923 円) 女性より一万円ほど高いとなっている。また、女性 Rp 1,368,546 (13,685 円) より男性の平均賃金 Rp 1,724,478 (17,244 円) のほうが高い。

2012年の職業別統計

性別 住宅	職業別統計							Total
	1	2	3	4	5	6	7	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
女性								
都市	17.29	8.81	2.27	51.95	1.74	2.67	15.26	100.00
田舎	14.38	13.62	1.20	16.94	6.63	1.81	45.40	100.00
都市+田舎	15.75	11.37	1.71	33.35	4.34	2.21	31.28	100.00
男性								
都市	17.01	10.36	5.06	54.49	2.24	7.49	3.35	100.00
田舎	17.34	29.43	4.13	23.19	7.75	7.78	10.38	100.00
都市+田舎	17.18	20.29	4.58	38.18	5.11	7.64	7.01	100.00

Sumber : BPS RI - Sakernas Agustus 2012

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 = 自営業主 | 4 = 労働者・従事者 |
| 2 = 無給の従業者に手伝われる自営業主 | 5 = 農業でフリーランス |
| 3 = 有給従業者に手伝われる自営業主 | 6 = 農業外でフリーランス |
| | 7 = 家族従事者 |

Sakernas (サケルナス) 2012年の職業別統計によると、都市と田舎に住んでいる女性の就業者数が多い職業は労働者・従事者 (33.35%) で、次に家族従事者 (31.28%) である。一方家族従事者として働く男性の割合は 7.01% だけである。

家族従事者とは給与を貰わずに自営業主の事業を手伝う労働者である。例えば農業を手伝う妻、商店の営業を手伝う親類、近所の自営業主を手伝う人などと定義しておこう。

(BPS (インドネシアの統計))

家族従事者として働く女性の人数は男性が家の主な稼ぎ手で、女性が家計補助的なものとなって働くということはインドネシアの雇用状況を象徴していると思われる。また、経済状態により女性は働かなければならないが、経験・能力・教育不足で制限があるため、低賃金で保険も貰わずに労働力として搾取される傾向がある。

インドネシアで学歴がない女性にとっては国内で仕事を見つけることは難しくなり、より高い賃金を得るために、海外(例:マレーシア、サウジアラビアなど)へ大量に出稼ぎに行くようになった。BPN2TKI (Badan Nasional Penempatan dan Perlindungan Tenaga Kerja Indonesia (インドネシア出稼ぎ労働者保護と配置国庁))のデータ(2012年)によると、出稼ぎ労働者数の小計では56.67%(279,784人)が女性である。学歴・能力が低いことから、家政婦、介護者、労働者などの仕事にしかつけない。インドネシアの政府の正規の雇用ではない、違法により海外で働く出稼ぎ労働者の数がかなり多い。セクシュアル・ハラスメントや賃金未払いや暴力など雇い主とのトラブルに巻き込まれてしまう例もある。女性出稼ぎ労働者はインドネシア収入に最大貢献者の一つであるが、政府が彼女たちを評価することは、ほぼない。これはインドネシアの政治の課題となっている。

インドネシアの政府は女性労働者の保護対策として労働法のなかで以下のように女性労働者の権利を定めた。

(a) 生理休暇、労働に関する法律 2003 年第 13 号第 81 条

生理の期間、苦痛を感じ、その旨を企業に伝えた女性労働者は、生理の初日と 2 日目は出勤しなくても良い。この規定の実施について、労働契約、就業規則、又は労働協約に規定しなければならない。

(b) 出産休暇、労働に関する法律 2003 年第 13 号第 82 条

女性労働者は産科医又は助産師の診断に基づき、出産前 1.5 カ月、出産後 1.5 カ月の休暇を取得する権利がある。流産した女性労働者は、1.5 カ月の休暇、あるいは産科医、助産師の診断書に基づき休暇を取得する権利がある。

(c) 労働時間中の授乳労働に関する法律 2003 年第 13 号第 83 条

企業は女性労働者に対し、労働時間中に授乳の必要がある場合は、適切な機会を与える義務がある。しかし、実際に上述したように労働権を与えられないインドネシアの働く女性は多いと思われる。女性工業労働者についての調査によると、労働時間中の授乳労働に関する法律に対して、労働時間中に授乳の許可を与えられないことや、授乳の施設を提供する職場が少ないため、多くの女性工業労働者は自分の子供が母乳で育てられないでいる。また、女性工業労働者は休暇を取得して働けないため、職場が休暇分の給料を払わない場合もある。

5. おわりに

本研究では日本とインドネシアの社会における女性の立場と役割を様々なデータをもとに考察した。2012 年内閣府「社会全体における男女の地位の平等感」と 2006 年 World Values Survey (ワールドバリューサーベイ) の「男女共同参画に平等感」の結果をみると、両国の社会では男性が優遇され、女性が男性よりも弱い立場にあり、男女が不平等であることが判明した。

日本とインドネシアの女性は様々な分野での問題に直面している。しかし、日本に比べ、インドネシアの女性に対する家庭内暴力率は二倍である。この要因のひとつは宗教儀の誤った解釈にあるといえよう。例えば男性は女性を支配する権利を持っているといえ、一夫多妻が許されることにもそれがあらわれているものと思われる。そして社会では「女性は学校へ進学しても、結婚後、家に入り専業主婦になることから高等教育は必要ない。」という考え方があるため、日本よりも高等教育をうけるインドネシアの女性の数が非常に少ない。

一方、日本は欧米並みに高度工業化の国であるにもかかわらず、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という意識が未だ高い。その理由は、大家族を維持していた社会にあって、家族形態に女性の家族サービスが必要とされるような非近代的要素を残してきたものと思われる。次に「男らしさ・女らしさ」という考え方があり、日本の企業が妻は家庭生活を支え、夫はすべてを企業に投入するべきという風潮も根強く残っているものと思われる。

インドネシアの場合ではオランダの植民地時代に伝わった Familialism (ファミリアリズム) 主義とイスラム教義における「女性の立場は男性の下にあって、男性が女性を支配する権利を持っている」、「男性が稼ぎ手になる責任をもって、妻は外で働く必要がない」という解釈が影響を与え、女性の役割は「家庭内で家事・育児」に限られてきたものと思われる。

現在、日本とインドネシアの女性は2つの役割を担っており、様々な問題に直面している。妻・母親としての役割と、一方で国を発展させるための女性も労働力として期待されている。

日本の女性は夫が家事と育児を手伝わないことと、職場における制度・環境によってキャリアと家事・育児を両立させることが難しい。こうした理由から、結婚後に仕事を辞める傾向にある。退職後、同じ仕事を続ける率は低く、パートタイマーとして働くようになる。これにより近年日本の女性雇用率は「M 字カーブ」という特徴を示すようになってきている。

一方、インドネシアの職場は日本に比べ条件は厳しくはないが、女性が家事・育児より仕事を優先すると、周りから悪い妻・母親などと評価されることに恐れをおぼえ、結果労働に従事できない状況がある。また、日本と異なり、インドネシアでは学歴をもたない女性の数が多いことから、国内だけではなく、海外において低賃金で働き、出稼ぎ労働者と

して搾取されているのも現状である。インドネシア政府は、働く女性の問題解決のために具体的な施策を施さないのも解決に結びつかない要因と考えられる。

日本とインドネシアの社会における女性の立場と役割について、多くの問題をはらんでいることが分かった。今後、総合的な解決策を具体的に打ち出していくことが、女性の地位向上、安定した日々の生活を導くものとして、重要なことと思われる。

参考:

- Abdullah, Irwan (ed.)(2006), *Sangkar Paran Gender*, Yogyakarta : Pustaka Pelajar Offset
- Ardaneshwari, Jane (2013), “Potret Dilema Perempuan Bekerja dalam Media Perempuan Indonesia”, *Jurnal Perempuan 76 Karir dan Rumah Tangga*, Vol. 18 No. 1, Maret 2013
- Blackburn, Susan (2004), *Women and the State in Modern Indonesia*, United Kingdom : Cambridge University Press
- Budiati, Atik Catur (2010), “Aktualisasi Diri Perempuan Dalam Sistem Budaya Jawa (Persepsi Perempuan terhadap Nilai-nilai Budaya Jawa dalam Mengaktualisasikan Diri)”, *Pamator*, Volume 3 Nomor 1, April 2010
- International Labour Organization (2013), *Perempuan dalam Kepemimpinan-Penelitian mengenai Hambatan terhadap Ketenagakerjaan dan Pekerjaan Yang Layak bagi Perempuan*
- International Society for Educational Information, Inc (1996), *The Japan of Today*
- Kementerian Pemberdayaan Perempuan dan Perlindungan Anak (KPP dan PA dan Badan Pusat Statistik Republik Indonesia (2013), *Profil Wanita Indonesia 2013*
- Kementerian Pemberdayaan Perempuan dan Perlindungan Anak (2013), *Pembangunan Manusia Berbasis Gender 2013*
- Komisi Nasional Anti Kekerasan terhadap Perempuan (2009), *KITA BERSIKAP Empat Dasawarsa Kekerasan terhadap Perempuan dalam Perjalanan Berbangsa*
- Komnas Perempuan (2013), *Korban Berjuang, Publik Bertindak: Mendobrak Stagnansi Sistem Hukum Catatan KTP Tahun 2012*
- Rebick, Marcus & Ayumi Takenaka (2006), *The Changing Japanese Family*.Great Britain : Biddles Ltd.
- Women Research Institute (2013), *Indonesian Women's Movements: Making Democracy Gender Responsive*
- 水谷 修、細川 英雄、佐々木 瑞枝、池田 裕 (1995) 『日本事情ハンドブック』
- http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/html/honpen/b1_s00_03.html 男女共同参画に関する男女の意識の現状と変化 (2014年8月12日)
- http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/index.html 男女共同参画白書 (概要版) 平成26年版 (2014年8月12日)
- <http://www.cao.go.jp/wlb/towa/definition.html> 仕事と生活の調和とは (定義) (2014年8月12日)
- <http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-13/zentai.html> 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート2013 (2014年8月12日)
- <http://www.ovta.or.jp/info/asia/indonesia/05laborlaw.html> インドネシア雇用労働関係法 (2014年8月12日)